

平成 31 年 4 月 1 日

清水駅東口クライミング場の利用について

1. 利用時間

利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、天候等により変更もあり得る。

2. 施設の休場日

- ① 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ② 設備点検に要する日等

3. 利用できる者

静岡市発行の登録証を交付された者、又は登録証を交付された者が同伴するグループ・団体。

ただし、以下の場合、利用できない。

- ① 酒気を帯びている場合。
- ② クライミングの経験者がいない場合。
- ③ グループ責任者又は確保者がいない場合。
- ④ 単独での登はんをする場合。

ただし、登録証を交付された者が「クライミングウォール小」のみを利用する場合で、別に定める「単独利用誓約書」を提出したときは、この限りではない。

4. 利用手続

個人利用者は、登録証を提示し受付で使用料を前納すること。

専用利用者は、別に定める「清水駅東口クライミング場利用許可申請書」様式第 1 号を提出し、許可を受け、使用料を前納すること。

5. 使用上のルール

別紙「クライミング場使用上のルール」のとおり

6. 事故に対する責任・対応

- ① 施設の設置瑕疵による事故、けが等の場合を除き事故が発生した場合の一切の責任は、利用者にあるものとする。
- ② 事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を取るとともに管理者に報告すること。
- ③ 利用者は、故意又は過失により施設又は設備を汚損・損傷し、又は破損させたときは、

その損害を賠償しなければならない。

7. 施設の管理

次に掲げる事項の管理については、日本山岳協会の加盟団体及び日本勤労者山岳連盟の加盟団体の協力を得ながら、主として保守点検業者が行うこととする。

- ① ホールド及びルートの設定等。
- ② ホールド及びパネルの設置状況の点検。

清水駅東口クライミング場使用料

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,020円	1,360円	1,020円
		生徒等	510円	680円	510円
	その他の場合		5,100円	6,800円	5,100円
個人利用(入場1回につき)		一般	220円		
		生徒等	110円		

備考

- 1 専用利用とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用に利用することをいう。
- 2 生徒等とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 一般とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- 5 専用利用する場合において、利用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき時間区分の1時間相当額を加算する。
- 6 第2条ただし書の規定により利用時間を変更した場合における使用料の額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前9時までにあってはこの表の午前の区分の使用料の額の3分の1に相当する額と、午後6時から翌日の

午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分の使用料の額の3分の1に相当する額とする。

- 7 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 8 特殊の電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 9 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。